

登録検査機関の登録更新の手続きについて

関東信越厚生局 健康福祉部 食品衛生課

目次

1. 重要なポイント
2. 手続きの概要
3. よくある質問
4. 参考資料

1. 重要なポイント (1/2)

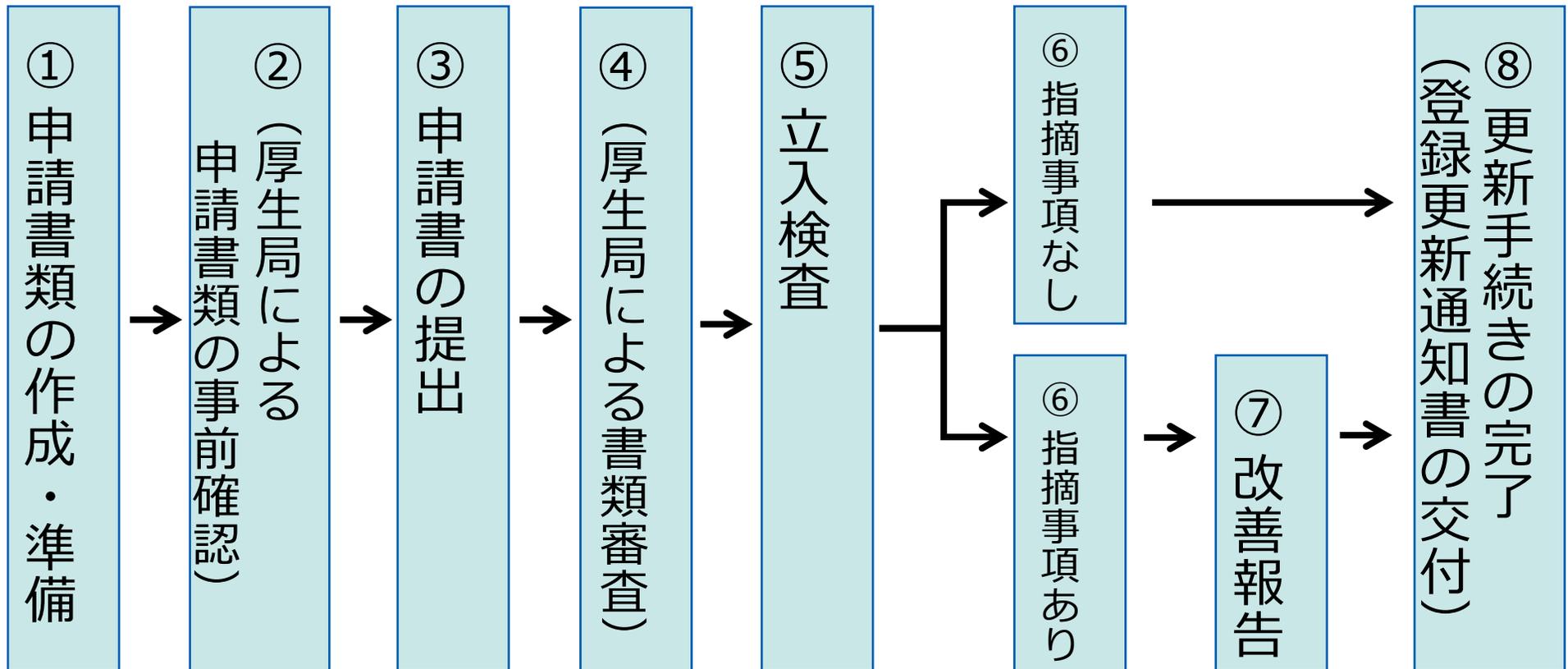
- 食品衛生法の登録検査機関の登録には有効期限があり、5年毎に更新を受ける必要があります。
- 有効期限までに更新の手続きを完了しなければ、登録は**失効**しますので、早めの準備をお願いします。
(更新の手続きについては、申請書の提出だけでなく、書類審査や立入検査を経て、登録更新通知書の交付まで、**全ての手続きを有効期限までに完了する必要があります。**)
- 手続きについては、随時、相談を受け付けます。
- 申請書類については、申請前の事前確認も行いますので、積極的にご連絡ください。

1. 重要なポイント (2/2)

- 申請書の提出は、登録の有効期限の6ヶ月前から行うことができます。
- 登録の有効期限は、以下のいずれかの方法で確認できます。
 - A) これまでに登録の更新を受けたことがある場合
直近の更新により交付された「登録更新通知書」に記載されています。（登録の有効期間の満了日）
 - B) これまでに登録の更新を受けたことがない場合
新規の登録により交付された「登録通知書」の日付の5年後の前日が有効期限となります。

2. 手続きの概要 (1/7)

■ 手続きの流れ



2. 手続きの概要 (2/7)

① 申請書類の作成・準備

- 申請書類作成の円滑化のため、チェックリストを作成しましたのでご活用ください。（別紙参照）
- 従来ご案内していたチェックリストを見直し、項目の重複や順序等を整理したものです。申請書類の要件は従来と変更ありません。

2. 手続きの概要 (3/7)

② 厚生局による申請書類の事前確認

- 申請可能時期の前から申請書類の事前確認を受け付けます。
- 申請書類のうち、未作成の書類や申請書提出までに変更の可能性のある書類がある場合でも、7割程度作成されていれば、その時点で用意のできた書類から随時事前確認を行いますので、積極的にご提出ください。
(参考：3. よくある質問Q5)

2. 手続きの概要 (4/7)

■ 提出方法

- 可能な範囲で郵送等により印刷書面の提出をお願いします。
- 申請書（規様式第6号）はドラフトの提出をして頂きたく、収入印紙を貼付したり、送付することはありませんようお願いいたします。
- ファイルに綴じるなど書類等がバラバラにならないようにまとめていただくようお願いいたします。
- 印刷書面の提出後に、追加提出する場合や差し替えする場合は、電子メール等により提出して頂いてかまいません。

■ 役員の一覧と略歴については、大幅な変更が見込まれる場合には、内容が確定してから提出してください。

■ 提出された書類等に不備が認められた場合、後日、当局から連絡しますので、ご対応をお願いします。

2. 手続きの概要 (5/7)

③ 申請書の提出

- 申請書・収入印紙・申請書類を持参いただき、当局にて対面での提出をお願いします。
 - 申請前の事前確認により提出済みの申請書類は、持参省略可能です。
 - 申請書（規様式第6号）は原本の持参をお願いします。
 - 収入印紙は貼らずに持参をお願いします。
（当局にて対面で提出いただく時に申請書に貼付していただきます）
- 来局日時は事前にご相談をお願いします。

④ 厚生局による書類審査

- 提出された書類等に不備が認められた場合、後日、当局から連絡しますので、ご対応をお願いします。

2. 手続きの概要 (6/7)

⑤ 立入検査

- 申請時または書類審査後に立入検査の日時の調整を行います。
- 立入検査の内容は、毎年1回行っている定期立入と概ね同じです。
 - 財務諸表等（5年分）の確認も行います。

⑥ 指摘事項の有無、 ⑦ 改善報告

- 立入検査において指摘事項があった場合、後日、当局から文書により結果を通知します。改善報告が必要になりますので、ご対応をお願いします。
- 指摘事項がなかった場合、当局からの結果の通知はありません。登録更新通知書の交付に進みます。

2. 手続きの概要 (7/7)

⑧ 更新手続きの完了（登録更新通知書の交付）

A) 立入検査において指摘事項がなかった場合、または

B) 指摘事項に対する改善報告が行われた場合、

登録更新通知書が交付されます。

以上で更新の手続きは完了です！

3. よくある質問 (1/6)

Q 1 : 更新手続きの完了までどのくらいの時間がかかりますか？

A 1 : 書類不備や改善指導の有無にもよりますが、実績では、申請書類の事前確認から登録更新通知書の交付までに4～5ヶ月要している例が多く、6ヶ月超かかった例もあります。

Q 2 : 更新手続きの際には、立入検査を行いますか？

A 2 : 申請書提出の後、立入検査を実施します。検査の内容は、毎年1回行っている定期の立入検査と概ね同じです（法令適合性の確認・業務管理関係書類の確認・試験記録のトレースバック・試験室のウォークスルー等）。

なお、更新のための立入検査を行った場合、その年度の定期の立入検査は行いません。

3. よくある質問 (2/6)

Q 3 : 更新申請の際に業務規程の提出は必要ですか？

A 3 : 必要ありません。業務規程に変更がある場合は、更新申請のタイミングに関わらず、別途、変更認可の申請を行ってください。

Q 4 : 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は原本を提出する必要があるですか？

A 4 : コピーしたものの提出でかまいません。

3. よくある質問 (3/6)

Q 5 : 申請書類の事前確認を行うためには、全ての書類を作成し、提出しなければいけませんか？

A 5 : 全ての書類が作成されていなくても、提出していただいてもかまいません。未作成の書類や内容に変更の可能性がある書類があることをお伝えください。それらの書類は、作成後に追加提出いただいたり、内容が確定した後に差し替えの有無を連絡いただければ結構です。

Q 6 : 申請書類の事前確認を行っている間または申請書提出後に、申請書類の内容に変更があった場合はどのようにすればよいですか？

A 6 : 随時、その旨ご連絡ください。機械器具や検査員等であれば、平時のとおり変更届を提出の上、申請書類に変更があった旨をお知らせください。申請書類の差し替えを行います。

3. よくある質問 (4/6)

Q 7 : 申請書（規様式第6号）の日付はどのように記入したらよいですか？

A 7 : 申請書を提出する日（来局する日）を記入してください。または、空白で作成の上、提出時にその日付を記入してください。

Q 8 : 添付書類の日付はどのように記入したらよいですか？

A 8 : 特に指定はありません。それぞれの書類を作成した日付でかまいません。既存の書類がある場合、内容に変更がなければ、特に書類の日付を更新する必要はありません。（申請日に揃えたいなど、申請者に特段の希望がある場合は妨げません。）

3. よくある質問 (5/6)

Q 9 : 更新の手続きはどのようなスケジュールで行われますか？

A 9 : 申請者の準備の状況やご都合によりますが、一例としては以下のとおりです。

(登録の有効期限が 2026年 2月 26日の場合の一例)

- | | |
|----------|--|
| 2025年 4月 | 申請書類の事前確認のため、書類を郵送により提出。(申請までに役員や検査員の変更の予定があるため、仮作成の書類を含む、7割程度作成されたもの) |
| 2025年 6月 | 厚生局から書類不備の連絡を受けて、修正した書類を電子メールによりさしかえ提出。 |
| 2025年 7月 | 仮作成であった書類の確定版を電子メールにより提出。 |
| 2025年 9月 | 厚生局に来庁の上、対面で申請書を提出(申請書類は事前確認済のため、持参を省略。原本提出する申請書と収入印紙のみ持参。) |
| 2025年10月 | 立入検査の実施。 |
| 2025年11月 | 立入検査結果通知を受ける。(指摘事項あり) |
| 2025年12月 | 改善報告を提出。 |
| 2026年 1月 | 登録更新通知書の交付を受ける。(手続の完了) |

3. よくある質問 (6/6)

Q 1 0 : 質問・相談したいことがある場合はどうしたらよいですか？

A 1 0 : メールや電話によりお気軽にご連絡ください。

- ・ 電話 : 048-740-0761
- ・ e-mail : ksfs03@mhlw.go.jp

4. 参考資料 (1/2)

(法令)

(登録の更新)

法第34条 登録検査機関の登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

② 第31条から前条までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録検査機関の登録の有効期間)

令第11条 法第34条第1項の政令で定める期間は、5年とする。

(登録検査機関の登録更新手数料の額)

令第12条 法第35条第2項において準用する法第31条の政令で定める手数料の額は、13万1,000円とする。

(登録の更新の申請)

規第39条 法第34条第1項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第6号による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 前条第1項第1号から第3号までに掲げる書類
- 二 前条第1項第5号イ及びハからルまでに掲げる事項を記載した書面
- 三 製品検査の実績に関する資料

② 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

4. 参考資料 (2/2)

(通知)

■ 『登録検査機関の登録等について』

平成16年2月6日 食安発第0206001号 (令和3年9月9日改正)

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/000266688.pdf>

(別紙様式 1 ~ 5)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/hourei/shokuan_no206001.html

■ 『登録検査機関における業務管理について』

平成16年3月23日 食安監発第0323003号 (平成20年7月9日改正)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/documents/gyomukanri.pdf